

ペットの一時預かり契約書（短期預かり）
リングリングプロジェクト
高齢者がペットと幸せに暮らせる社会づくり応援事業

飼い主（以下、甲という）と、特定非営利活動法人ペッツ・フォー・ライフ・ジャパン（以下、乙という）は、甲の飼育管理の下で暮らしていたペットの一時預かりに関して、以下の通りの契約を交わす。

第1条 基本原則

甲および乙は、相互の信頼と協調の精神に則り、この契約を誠実に履行する。

乙は、動物愛護法を順守し、委託されたペットに健康的かつ快適な生活環境を与えることを約する。

第2条 内容と料金

- 1、乙は、甲の入院時に、（3ヶ月間を上限とする）該当ペットを財団法人JKAリングリングプロジェクト補助金の適応により、預かり料金について費用の免除をする。（ペットの体調とケネルストレスを配慮し、続けて3ヶ月以上は預からない。）
- 2、甲は3ヶ月以上の飼育委託の必要が生じた場合は、速やかに乙に申し入れ、登録後見人にペットの引き取りを依頼する。
- 3、甲の判断で委託飼育期間を短縮する場合は、甲は事前に乙に引き取り希望日を申し入れ、委託飼育期間を変更することができる。
- 4、甲が乙と交わした委託飼育の予約期間を過ぎても、甲または、登録後見人が該当ペットを引きとらない場合、15日の猶予期間の後、ペットの所有権は乙へ移るものとする。
- 5、第2条4の事態が発生した場合、甲と甲の後見人が動物を遺棄し、動物愛護法に違反したと判断した場合、乙はその実態を速やかに所轄警察署に届け出る。

第3条 預かり時の手続き

- 1、甲は入院（検査入院も含む）が想定された時点で、乙にペット飼育支援センターの予約をする。
- 2、乙は、甲からの申し込み書から、動物が一時預かりに適応できるかどうかを判断し、一時預かり前の面接を行う。
- 3、甲は、かかりつけ動物病院でPFLJ指定の健康検査を受け、伝染性の疾病がなく、また、一時預かりのストレスに耐えうる健康状態であることが確認する。（健康診断書を事前に提出した場合はこの限りではない）
- 4、乙は、第3条2項3項の結果から、一時預かりできるペットであるか否か、速やかに判断し、甲に伝える。

5、預かり当日、甲は予約時間に該当ペットを乙事務局へ届け、必要書類に記入の上、ペットの生活に関する申し送りを行う。

6、フード・投薬など特別なものを与える必要がある時は、期間中の必要量を持参する。

第4条 医療行為

委託飼育期間中にペットに明らかな体調の変化があった場合、乙の判断で乙指定動物病院の診察・治療を受けさせることができる。費用は全額甲に対して請求する。但し、緊急時を除き、乙は甲に対し事前に連絡をする。

期間中にいかなる体調の変化（死亡を含む）があっても、乙に故意または重過失がなければ乙は責任を負わない。

第5条 契約の解除

該当ペットの健康状態が乙での集団生活に耐えられないと指定獣医師が判断した場合、ペットの安全を考慮し、乙は甲に相談のうえ、一時預かりを終了することができる。この場合、ペットは速やかに後見人によって引きとられる。

第6条 委託飼育の終了

乙はペットの健康管理と安全保持に万全を期するが、ペットが飼育委託期間中に死亡した場合、乙の故意または重過失によりペットが逃亡・死亡・体調に変化があった場合は、5万円を上限に補償する。

第7条 協議解決

本協議に定めのない事項により必要が生じた場合、甲と乙は誠意を以って協議し、これを解決するよう努める。

ペットの名前 _____ 生年月日 平成_____年 _____月 _____日

種類 _____ 性別 ♂ ・ ♀ 毛色 _____

ペットの名前 _____ 生年月日 平成_____年 _____月 _____日

種類 _____ 性別 ♂ ・ ♀ 毛色 _____

ペット後見人 (ペットの引きとりができる方)

氏名： _____

住所： _____

電話番号： _____ 携帯番号： _____

キーパーソン (家族・ケアマネなど、飼い主様への連絡事項を託せる方)

氏名： _____

住所： _____

電話番号： _____ 携帯番号： _____

ペット運搬人

氏名・事業所名： _____

住所： _____

電話番号： _____ 携帯番号： _____

入院期間予定日程

年 月 日 ~ 年 月 日

病院名： _____

以上、契約書2通を作成し、記名捺印のうえ、甲乙各1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

甲 印

住所：

氏名：

印

乙 〒663-8006

兵庫県西宮市段上町7丁目1-35

特定非営利活動法人

ペット・フォー・ライフ・ジャパン

ペット支援センター担当 佐川 沙知